

大蔵委員会議録 第四号

昭和二十六年十月二十六日(金曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直巳君 理事 内藤 友明君

理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君

大上 司君 佐久間 徹君

島村 一郎君 苦米地英俊君

三宅 則義君 宮崎 靖君

荒木萬壽夫君 宮腰 喜助君

松尾トシ子君 深澤 義守君

中野 四郎君

出席政府委員

法務府事務官

(法務意見第 林 修三君)

(二局長)

大蔵事務官

(主税局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官

(管財局長) 内田 常雄君

委員外の出席者

大蔵事務官

(管財局外官) 佐々木庸一君

専門員

椎木 文也君

専門員

黒田 久太君

十月二十五日

児童用乗物に対する物品税撤廃の請願(島村一郎君紹介)(第二二八号)

陶磁器製品に対する物品税撤廃の請願(早稲田柳右エ門君紹介)(第二二九号)

公務員の新退職給與制度確立に関する請願(水谷昇君紹介)(第二二八号)

未復員者給與法の一部改正に関する請願(石原登君紹介)(第二二七号)

第一類第六号

大蔵委員会議録第四号

昭和二十六年十月二十六日

未復員者給與法の適用患者に対する療養期間延長に関する請願(宮崎靖君紹介)(第二二八号)

補助貨物に蜜はちの図案採用に関する請願(水野彦治郎君紹介)(第二八九号)

水あめ、ぶどう糖に対する物品税撤廃の請願(池見茂隆君紹介)(第二九〇号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

同(雄熊三郎君紹介)(第二九一号)

なおこの際、昨日の委員会におきまして、内藤委員より、本法律案と平和條約第十五條との法律的關係について、法務府当局に対し説明を求められております。林政府委員。

○林政府委員 実は私昨日の内藤委員の御質問を直接伺つておりませんので、一応ただいま大蔵当局から伺いたしましたところで御答弁申し上げますけれども、あるいは御質問の趣旨を取違えておる点もあるかもしれませんが、その点はまた後ほど御質問に對してお答えすることにしまして、一応お答えいたします。

この第十五條にございます通りに、連合國財産が被害を受けたことに對して、日本政府は一定の補償をいたすことに相なっております。その補償の内容は、従来のたとえばイタリヤ條約等の例を見ますと、相当具体的にその補償の仕方と條約中に規定いたしておるわけでありまして、日本のこの平和條約につきましても、そのイタリヤ條約で條約中に規定いたした事項を、これのいささかは大蔵当局からも御説明があつたと存じますが、この條約中に規定せずして、別に日本政府が、その内容によつて、連合國側で認めたとするによつて法案をつくれれば、これによつてその補償の内容を條約上の問題としてやる、こういうことで條約そのものの條文から補償の條項は落されたわけでありまして、そのかわりに、この條約に書いてあります通りに、連合國側と日本政府とで一応協議いた

たしました内容に従つた補償を別にします、こういうことに相なつておるわけでありまして、その内容につきましては、この七月十三日に日本国の内閣が決定したこの補償法案の定める條件によつてやる、こういうことに相なつております。従つてこの條約全体として考えますと、七月十三日に閣議決定をいたしました連合國財産補償法案、こういうものが條約の一部をなしておる、こう考えざるを得ないと思つております。これを具体化したいたしましたのが、今国会で御審議を願つております連合國財産補償法案でございます。

そういう意味におきまして、この法案は條約の一部をなしております。従いましてその條約がかりに、ただいま国会へ出ておりました、国会で御承認を願ひ、それに基いて日本政府が批准をいたしますと、この條約が発効いたしますれば、この條約の内容として、この補償法の内容のまゝが條約の内容になるわけ、確定いたすわけでありまして、そういう意味におきましては、條約上の義務としてただいま御審議を願つております法案が、條約上の内容に於ておる關係で、この法案は立法權の制約と申しますか、制約ではございませんが、實質的に條約と一体として御審議を願ふべきものである、かやうに考えておるわけでありまして。

○内藤(友)委員 私がお尋ねしたのと大分違つております。私はさういうことをお尋ねしたのではないのであります。それではあらためてお尋ね申

し上げますが、ただいまのお言葉からすると、連合國財産補償法案というこの法律は、平和條約の一部である、こういう御説明なのですが、一部であるということは何を根拠にしておつしやるのでありますか。まずそれからひとつお尋ねしたいと思います。

○林政府委員 この平和條約の第十五條の(ア)項にございます通りに、「日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件」こういうふうにして書いてございます。従いましてこの七月十三日に決定した云々、この内容を具体的に法律の形に、こゝでは法案の形にしておりますが、法律の形にいたさうということ、ただいま国会で御審議を願つておるわけでありまして、そういうふうにして、その内容と今度の法案は大体同じものでございまして、そういう意味におきましては、この條約で引用しております關係上、條約の實質的な一部をなしております、こういう考えであります。

○内藤(友)委員 どうもいよいよわからなくなるのであります。それでは平和條約の第十五條の(ア)の一番末尾に書いてあります「定める條件よりも不利でない條件」という言葉が、さうする、あなたのおつしやるこの法律案は、條約の一部だといふ答弁ではありませんね。幅のあるものですね。

○林政府委員 今おつしやいます通りに、これが最低線であるという意味で

ありまして、これよりもちろん日本国側として相手方を有利に取扱うことは、條約上認めておるわけでありまして、こういう意味において幅はござい

○内藤(友)委員 それではわかりました。幅のあるということがわかつたのであります。従つて私が当初お尋ねいたしました、これは平和條約のうちに書くべきものを、こういう形式をとつたのであるという、その根拠がどこにあるかというお尋ねに対して、あなたのお答えは、これはそうでないということになつたと私は承知するのであります。そこでこれはきのうもお尋ねいたしましたのであります、平和條約が締結されて、その後この補償法案というものができたのでありますならば、これは條約と国内法とどれが優先するかということは、これは政府にも一つの方針があるし、また學者の間にもこれは定まつた一つの見解があるものであります。ところがまだ條約はどのようなかわかりません。これから連合國財産補償法案という法律も、修正になるか否決になるか、どうなるかわかりません。こういうときに、今お答えになりましたことからいたしますと、どうしてこの補償法案というものの審議が、この條約を審議するというそのことによつて、制限を受けるということになつて来ると私は思ふのであります。そうしますと、法律を審議する立法府が、この條約の審議というものの制限を受けるのかどうか。制限を受けるといふことであるならば、これはどういふことになるか存じませんけれども、そこに問題がまた一つ出て来るのではないかと私は思ふのであります。

その点について政府の見解を、ひとつはつきりとお示しおきたい。これはと申しますのは、これからこの平和條約の條項に従つて、国内のいろいろな權利義務に関する法律が数多く出て来ると思ひます。そのたびごとにこういう問題が起きるのではないと思ひますので、これは一応この際につきりしておく必要がある。ことに私がお尋ねしたいのは、この平和條約案というものは今度初めてお出しになつたものであります、第十一臨時国会のときはこれはお示しにならなかつた。そこで全權を派遣するということに国会は一応定めたのであります。そうしますと、私は政府のこういう問題に対する取扱いについて、まことに欠くるものがあるのではないかと思ふのであります。これは公の話題ではございせんけれども、昨日、私の方から全權に出ました苦地地さんに、十五條の末尾にこういうことを書いてあるが、あなたは連合國財産補償法というのを見たことがあるか。見たことはないと言ふ。これは内閣話で、何も公のことではないのであります、そうなりまして、そこに問題が出て来ることだと思ふのであります、この際この法律を審議する当初におきまして、これからいろいろなこういう問題もあらうと思ふのでありますから、ひとつはつきりと政府の態度を、もし何なら法務總裁からでもけつこうであります、それはこうなんだという見解を、ひとつ明確にしておいていただきたいというのが、きのう私がお尋ねした心持だつたのであります。

○内田(常)政府委員 林政府委員からいろいろとお答えいたしました、なお内藤委員の御質問に対して、林政府委員の説明を補足いたしました、私があるのままだにお答えを申し上げたいと思ひます。ただいま御質問なさいました点は、前回から引続きまして、要するに内藤委員の質問は四点になると思ひます。第一点は、條約とこの法律案の一体性の問題で、はたして一体的のものであるか、分離すべきものであるかどうかという問題であります。これにつきましては、私が昨日御説明申し上げましたように、實質的に申し上げまして、この連合國財産の補償は、本来ならば條約自体の中に、日本の法律をまたずして規定するべき形において、折衝をなされた。これは御承知のように、イタリアの平和條約なり、ルーマニア、ブルガリアの條約、あるいはさかのぼつてヴェルサイユ條約みじかきで、相当長く條約の中に連合國財産補償の規定があつたのであります。最初わが國の場合もそうであつたのを、昨日申し述べたように、できるだけ條約を簡單にして、連合國の足並をそろえて、條約の成立を早期にもたすという趣旨のもとに、條約自体においては日本の法律の形によるという分離の方法がとられたのであります。しかし條約の十五條も、これは御承知の通り二回にわたつて修正が行われております。第一回に発表されましたのは、本年の七月十三日、議和條約草案というものが発表された。それに続いて七月二十日に修正されました。最後にだんだんサンフランシスコの會議も迫りました八月十五日に最後の確定版ができて、そのときには日本との平和條

約案ということで、「草」の字がとれまして、その他の中身も最終的に確定いたしました。最初の七月十三日及び七月二十日までの改正案におきましては、十五條は私の御説明を裏書きするもので申しましたように、こういうふうになつております。元の案を讀み上げます。第十五條の(ハ)項の前段は、連合國財産の返還に関することを規定し、後段は、その補償のことを規定しておるのであります。後段から讀みますと、「この財産はこの財産」といふのは連合國財産のことであり、第一所定の期間内に返還を申請しない財産は、日本國政府がその定めるところに従つて処分することができ、この財産が千九百四十一年十二月七日に日本國に所在し、且つ、返還することのできず又は損傷若しくは損害を受けている場合には、千九百五十一年何月何日に日本國の國會が制定した法律第〇〇号に従つて補償される。このういふ書き方になつております。すなわちこの平和條約が調印される以前に、日本の内閣及び國會が協力して、すでに連合國財産補償法というものを制定して、法律番号を付して公布するのを、條約がつかまつて引用して、補償は日本國がきめた法律第〇〇号によつてなされる。こういうことを書くような手配が第一段階においてなされました。これは一つの方法であつたと思ひますが、これに対しては、どの國もいまだ署名しないというのに、署名されない條約の原則を受けて、日本國の内閣及び國會が補償法だけ先につくつて公布するということは、これは條約の一体性を強調する余りに、法律的に

も疑義があるといふことで、三回目の八月十五日の最終條約案におきましては、現在の第十五條にありまして、日本國が法律を先に公布するので、はなしに、「この財産が千九百四十一年十二月七日に日本國に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本國內閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件で補償される。」というふうな條件で補償される。この條約が批准されて効力を発生するまでの間に、この條約の批准意思と一体として日本國の内閣及び國會は補償法を制定する、こういうふうな論理的にも條約の成立と法律の成立とを合せたわけでありまして、これをもちいたしまして、この條約と法律とは實質的にも、つまり交渉の経緯における實質的にも、かつまた法律論理的にも一体性を持つてゐる。こう申し得る私は存じます。それから御質問の第二点でありまして、國會の審議權の問題ですが、お話をある通りであります。たゞこの法律案が條約第十五條にうたわれてあるものであつても、條約と法律とは別である。立法權はもつぱら國會に属するのだから、従つて條約をかりに承認しても、法律を承認しないといふことは形式的には合ひはせぬか。また修正することも可能ではないか。こういうような御議論であり、ことに條約は昨日衆議院の委員會では可決せられたのであります。まだ國會全体の意思として成立しておらぬのだから、その以前にこの法律について議會が制定の意思を確定せしむることは適當でない、こ

ういうようなお説であります。一応お説の通りにうかがわれますが、條約をつくる國家の意思と法律をつくる國家の意思というものは、この場合まったく同じでありまして、この條約は國會の承認を待つものでありまして、國會によつて承認されるべきものでありまして、しかしこの條約の中に先ほども読みましたように、連合國財産補償法というものを、日本國の意思として内閣及び國會が協力してつくるということとを條約の中にうたつておる。そうであるならば、條約を承認するその承認意思をもつて、同じ國會がこの法律を完成せられるという、同じ意思でなければならぬものであると私は存じます。形式的には條約と法律は別でありまして、條約を承認する、承認に関する憲法の條項と立法に関する憲法の條項、これまた條項を異にしておりまして、これは二つであるべきであります。が、この場合におきましては、國會の意思としては條約に対して働く意思も、この法律の制定に対して働く意思も同じであるべきだ。形式的にこれを別にわけまして、かりにこの法律を修正することができるといたしまして、この條約にありましては、日本國內閣が國會に提出する法律よりも、不利でない條件で補償すると書いてありますから、形式的には修正できます。それは連合國人に有利に修正することは形式的には可能であるが、實質的には昨日も申しましたように、日本國は連合國に対して賠償の責任、その他いろいろの財政負担が重なるわけでありまして、この十五條の法律修正余地を、かりに連合國人に有利に修正するといふ國會の意思の動きは、まず

適當ではなからう、かように存じて参ると、結局は一体になるのではなからうか。

それから第三番目も、これも條約と法律の關係で、今後條約が批准された後いろいろ法律が出るだらう。その際の先例にもなるというお話でありまして、それはこれもごつともであります。しかし條約は國際法規であると同時に、國內法規として國民に対して働くことはもちろんであります。従つて條項によりましては條約を定めただけで、あらためて國內法として焼き直さない場合もあり得るけれども、通常國民の權利義務に關係することは、さらに條約を敷衍して國內法をつくる場合が多いと思ひます。しかしその場合の法律は、條約で確定した事項を國民に対してさらに明確ならしめて、國內手續を完備せしむるという意味で法律にする場合であります。が、今回のことでは法律はその場合とはいささか趣を異にいたしまして、本来條約で書くべきものを先般来申しますように、法律の形としてまとめて公布するといふ趣旨であつて、この法律をつくるというところは、條約それ自体の定めるところになつておりますから、従つて今後平和條約あるいはその他の國際條約に關連して、國內法規を敷衍してつくるといふ場合とは違ふものと、考へてよいのではないかと存じます。

それから第四番目の、第十一國會における政府の法律案に關する取扱ひの点であります。あるいはまた全權がはたしてこの法律を知つて、あの條約に調印したかどうかといふことであります。これは第十一國會における總理大臣の演説の速記を、お読みください

ならば公式の國會に対して、先ほどの私の第二点としてお尋ねしたのは、國會が責任を負うかどうかといふ問題であります。政府と國會が責任があるというお言葉をお使いになりましたが、それは政府は責任があるかもしれぬが、國會の責任というものはこれからはあるであつて、今のところ私はないのでないかと思ふのであります。その二つの点は、今あなたの御親切なお答を聞いて私は感じたのであります。

そこで結論をいたしまして、條約にお前たちは賛成するのだから、この法律案には當然賛成しなければならぬのだというふうな、立法院の審議權の拘束は當然なのだといふ御見解を、政府は持つておられるのかどうか。この一点だけを伺つておきます。審議權の拘束はどうなるのか。

それから全權の問題であります。全權委員は多數あられたことでありまして、けれども、みなそれ／＼條約を十分勉強されておる。特に吉米地民主黨最高委員長は、西村條約局長についていふん長い時間勉強されたといふことを承つております。その際十五條についても十分御勉強になり、十五條には今後法律をつくるというのをちやんと書かれておつたはずでありますから、これは吉米地さんも御承知であつたことと存じます。以上四点について……

そこでお尋ねいたしました通り、この條約の實質的な一部をなしておるわけでありまして、條約の御審議を経て條約をこの國會が御承認に相なりました場合には、當然國會とされてもこの法案を同時に申しますか、同時に御成立になります。さういふ立場にあるのだからと考へておるのであります。

○内閣(友)委員 内田さんのお話、それはお前たちだけ經過を知つておるが、國民あるいは國會議員は知らぬといふことは、この一点は先ほども触れました總理の第十一國會における演説の一部を御参照願ひたい。第二点には、八月二十八日に大蔵省がこの経緯並びに内容を發表いたしておりました。

○内閣(友)委員 國會に發表しましたか。

○内閣(友)委員 國會は済んだ後で、總理の演説から引續いて、それを敷衍した意味において、まだ全權委員の調印前に……

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

○内閣(友)委員 國會に發表されなければ、それは公的なものとはいえないのである。内々どんな場合であつても、内閣事はいんだ。しかし公にそれ

臣の監督下にある人なのでありまして、苦米地さんが行かれよう。それが行かれよう、これは政府の責任なんです。だから政府が責任を負わなければならぬ。その責任を持つて判を押して来た條約というものは、国会の審議権というものを制限するのと同じか。私はその條文に当てはまらぬと思ふ。

○林政府委員 御承知のように平和條約はサンフランシスコで署名されましたけれども、批准條項がついておりまして、国会の御承認を得て初めて確定したものであります。また條約としては現在有効に成立いたしております。今、今御審議を願つておる。その條約が御承認願えれば、当然この十五條の内容を含んで承認になるものと考へておるのであります。この連合國財産補償法が先に飛び出して成立するといふことは、もちろん考へられませんが、條約が成立いたしましたれば、当然に附会の意思はこの法案を御承認になる、成立させる意思であらうと考へるわけでありまして。

○内藤(友)委員 どうも私がお尋ねしたことはつきりお答えがないから、もう一ぺんお尋ねする。その調印なされた條約はまだ途中なのでございまして、これは本物ではない。つまりまだ政府の責任にあるのですから、そういう政府の責任にあるというものが、立法府の審議権を制限するのと同じか。

それからもう一つお尋ねしたいのは、ここに連合國財産補償法案の定める條件よりも不利でない條件」といふことがありますが、これはだれが判断するのですか。その不利でない條件といふものさしは、だれがそのものさしを持つのか。問題はそこにもあると思ふのであります。この二つの点、制限するのと同じか。不利でないといふのは法的にだれが判断するの。

○林政府委員 最初のお尋ねの点は、ただいま何回も御答弁いたしましたけれども、要するにこの條約を御承認になる意思と、この連合國財産補償法を御審議なさいます意思は、同じものであらうと私は考へております。

第二の、不利でないといふ点は、この補償法案が條約の一応の最低限度として、これが連合國と日本國とが合意した一つの極限の点でありまして、不利でないといふのはこちら側として判断し得る点であらうと思ひます。これよりさらに有利なもの、これは相手方に有利ですから、日本國としてはその意思があれば、與へても條約違反ではありません。國會としてももちろんできることとあります。

○内藤(友)委員 その有利であるとか不利であるとかいふのはだれがきめるのかといふのです。われ／＼としては連合國の人が有利だと思つてゐるけれども、連合國の人はそれを不利だ、こゝういふ言葉が出て来ると、だれがその最後の判断をするのか。

○林政府委員 日本の國會といたしまして連合國側に有利であると判断して御修正になりました場合に、連合國側がこれに不利であるといふ苦情をもしもちます場合には、平和條約の第十二條によつて、國際司法裁判所に連合國側としては提訴いたすであらうと思ひます。

○内藤(友)委員 もう一つ最後にはつきりしておきたい。立法府の審議権を制限するかどうか。これだけのお答えを願ひたいと思ひます。

○林政府委員 先ほど内田政府委員からお答へいたしました通りに、條約と法律とは別々の形式で、國會の御審議を願つておるわけでありまして。何回か申し上げました通りに、この法案は條約の一つの内容をなしておるものでありまして、そういう意味におきまして、實質的に國會の意思が分裂するといふことはないのでないか、かやうに考へるわけでございます。

もう一つは、この平和條約が有効に成立いたしましたれば、憲法九十八條第二項によりまして、日本國といたしましては、全体的にこの條約を履行する責任を持ちます。そういう意味におきまして、連合國財産補償法案が條約の内容をなしておる以上、これに基いて成立せられるべき法律の不利でないといふ意味の條約上の義務は、負ふことになると思ひます。

○内藤(友)委員 どうも私のお尋ねが悪いのか、御返事がないので困るので、私は、私は政府が責任を負うのか、國會が責任を負うのか、それを最後に伺ひしなければならぬ。今の段階は、全權が行つて判を押して来た。これは政府の責任である。政府のせられた任事が國會までその責任を一緒にかついで行かなければならぬかといふのが、私の心配なのであります。それがいわゆる私のお尋ねする制限するのと同じかといふことで、その御返事を承りたいのであります。

○林政府委員 私の答へが悪いせいですが、御納得が行かないのは遺憾であります。今御審議を願つておりますこの條約が御承認願えれば、これは連合國財産補償法案の内容を含んだものとして、條約を御承認を願うわけでありまして。その意味におきましては、その承認と連合國財産補償法案の審議と、違ふ意思が國會におありになるといふことは、私どもには考へられないわけでありまして。

○内藤(友)委員 現に一緒に審議してゐる。それを審議するといふことを制限するかどうかといふ問題なのであります。

○内田(常)政府委員 内藤さんはいへんよくおわかりであるにもかかわらず、いろ／＼な立場から無理な御質問をなさつておられるのであります。林政府委員と私はまったく同じ見解であります。簡単に申しますと、これは條約と別であります。従つて法律については國會は自由な修正ができるいたしましたして、不利である修正をしたいたしまして、それは條約の一部を承認しない結果になります。つまりこの法律案の内容を含んだのが十五條でありますから、その内容を否認して修正されることといたしますと、條約の一部を承認しないことになる。しかるに同じ國會が條約全体を承認するといつたしますと、林政府委員がある説明されましたように、國會の意思が條約に関連して分裂するといふ結果になります。従つてそこから御判断くだされば、この法律案に対する國會の権能について、おのずから明らかになると思ひます。

○内藤(友)委員 つまり政府の責任といふものと國會の責任といふものを私は心配する。政府がやつて来たから國會が当然負わなければならぬ責任なんだ、こゝういふ御説明だからそれは納得できません。私のお尋ねする最後のものはこゝういふことです。私は、國會がこれを否決したら、當然政府ががぶとを脱いで引下らなければならぬといふことになるのですが、何と國會は責任がない。だからさういふ意味で、もしあなた方の話が正しいとするなら、なぜこの法律を政令でやりならなかつたか。國會に責任を持たせる必要はないじやないかといふのです。

○内田(常)政府委員 お答へいたしました。前段につきましては内藤さんの申される通りであります。政府の責任と國會の責任あるいは権能はわかれております。條約を締結するのは憲法第十三條で内閣の責任であります。それを國會の承認を求めなければならぬことが書いてあります。これを批准するためには、結局政府の條約署名權と國會の承認權が一体となりまして、條約が成立することに相なります。しかるにこゝして内閣がこの法律案を提出すること、これは憲法第七十二條で認められておるのであります。従つて條約と一体をなすこの法律案を内閣が國會に提出いたしますことも、政府の責任及び権限の範囲内でありまして。残るところは、條約を承認するといふ國會の責任、権限と、法律案に賛成してこれを成立せしめるといふ國會の責任と権限が残るわけでありまして、それは私が先ほど申し上げましたように、この條約と法律の關係におきましては、國會のその二つの権限及び責任は、分裂することとはできないものであると存じます。従ひまして、政府はこの條約に對します意思と、法律に對します意思とを一致させたものといつたしまして、國

会に承認及び賛成を求めておりますから、内閣といたしましては、国会がこの二つの責任及び権限をやはり一体としてお認めくださつて、すみやかに御賛成及び御承認くださることを期待いたしております。

○浅香委員 昨日から政府委員の答弁を聞いておりますと、今度の連合国の財産補償法案は賠償の一種だというふうに、しばしばそういう言葉がありましたが、これは賠償の一種と考えまして間違いないと思いませんか。

○内田(常)政府委員 昨日も同じような御趣旨の御質問がございましたが、狭義においては賠償ではございませぬ。賠償とは、平和條約に基く敗戦国の義務でありまして、これは他の條約におきまして、賠償に関する規定と、戦勝国の財産の損傷に対する補償の規定がわかれております。日本との平和條約におきまして、賠償の關係は、連合国における日本の財産の接收を受けること、それと、東亜諸地域に対する技術賠償、作業賠償等はこれは一本に規定してありまして、その両方は賠償の一種と言えるかもしれません。連合国財産の補償の方は、條をわけまして、第十四條の方に取扱つております。きわめて広い意味において、敗戦国の負担という意味におきましては、ごく通俗的には國の負担と申しますか、賠償と申しますか、その一環をなすとは考えられますが、狭義においては違つて考へてよいと存じます。

○淺香委員 昨日ほかの委員からの質問に対するあなたの答弁では、賠償の一つとみなしていいというような答弁を私承つた記憶があるのですが、今の表明では、そうではないというのです

が、ほかの賠償の總額——これは第一種とよく世間で言うておりますが、どういふ物件をどの程度引渡すか、あるいはまた第二種賠償といわれておるところの、中立國にある日本人の、あるいは日本國が持つておる財産の処理、こういうものがいまだ具体化しておりませんので、國民として非常に賠償問題に對しては大きな不安を持つておると思うのです。今のお話では、これと一体ではないというお話であります。この法案によつて、連合國人の財産補償を切り離して急がなければならぬというその理由も、切り離してというところと、ある程度わかるような気がいたしますが、特にこれを急がれるところの根本理由をひとつ聞かしていただきたい。

○内田(常)政府委員 ただいまのお尋ねであります。私の言葉の用い方が適當でなかつたかと存じますが、私の氣持としては、昨日御答弁申し上げました意味も、きわめて広い意味においての敗戦國の負担、あるいはきわめて広い意味においての賠償という意味では、あるいは入るかもしれませぬけれども、狭義においては別個のものであるというところを申し上げたつもりでございます。なおこれを狭義においては別個のものであるとした場合に、平和條約第十五條、十六條、十七條等の負擔關係がきまらない先にこれだけを急ぐのは、その理由といたしましては、第一には、この十五條關係の連合國人財産の損失補償というものは、これは狭義の賠償と違ひまして、直接連合國人個人の財産の補償であるという点と、もう一つの実質的理由は、この補償は、この法律案の中にもしばしば出

て参りますように、やはり連合國財産を戰爭中の敵産管理その他から解除して相手の主人に返還する。その返還された状態が損失を與へたものであつたならば、それを補償する、こういうことになつておりました。返還の方につきましては、すでに平和條約をまたないで、終戦直後から、連合國最高司令官からの電書によりまして、連合國財産の返還に関する政令という、いわゆるボツダム政令がございまして、返還は、六〇多くらいまでは返還が済んで來ておるはずであります。しかしその返還たるや、損害を受けた現状において返還をいたしてあり、また全部損害を受けて返還するものが全体の十分の一だとか、あるいはゼロだとかいうものは、返還しないままになつております。かくのごとくして、連合國個人の間の權利關係が、あるものは完全な返還を受け、あるものは八割の返還を受け、あるものはゼロの返還しか受けていないというところで、非常に不公平、不均一になつておるのであります。その關係上、これを補償するといふ趣旨におきまして、他の賠償關係が、具體的に固まらないうちからやること、これもまた他の平和條約におきまして、特にわけて取扱つてゐる理由であらうと思ひます。

○淺香委員 もう一点伺ひますが、過去の平和條約、たとえばヴェルサイユ條約あるいはイタリア、ブルガリア、ルーマニア、こういう敗戦國が戰勝國に支拂つた補償内容、それと、わが國が支拂わんとするところの今度の補償内容、その点について、さきに敗戦國が戰勝國に支拂つた補償内容とを對比

する場合、どういふ点に相違があるか。あれば、その相違点を聞かしていただきたいと思ひます。

○内田(常)政府委員 若干相違がございまして、これは見方によりませんが、私どもこれに携はりまして努力をいたした者から見ると、イタリア、ブルガリア、ルーマニア等に比しまして、わが國の今回の解決の方が有利にでき上つてゐると思ひます。その第一点は、イタリア平和條約、これはブルガリア、ルーマニアとはほとんど同じでありまして、補償にいたして、これは條約上、敗戦國であるイタリアの當然の義務である。イタリア自身がその財産を提出し、また損害額を調査して、連合國人の請求をまたず、自発的に返還及び補償しなければならぬという書き方及び仕組みになつておりますが、わが國の場合は、一部は平和條約の中にうたわれ、一部はこの法律案の中にありますように、返還についても、補償についても、連合國人の一定期限内の請求をまつて、初めて日本政府が返還及び補償をする。その一定期限内に申請がないものは、返還すべき財産であつても、日本政府がかつてに処分する。また補償請求権は放棄されたものとみなされるというふうになつております。イタリアの場合には、イタリア政府が一定の期限内にみづからその返還債務、補償債務を履行した場合に、さらにその上それを一般連合國人に長い期間の請求期間を認められておりますから、わが國の場合の方が日本政府のわずらいなしに、また結局的には短かい期間に、かなり立場をよく解決できる場合もあり得る、そういう

ことが第一点であります。

それから第二点は、これは非常に大きい点だと思ひますが、他の諸國の場合は割讓地域とか、あるいは信託統治下に置かれたような地域のもとにある連合國財産につきましても、その返還及び補償を義務づけられております。たとへばイタリアにつきましては、割讓地域はもちろんのこと、トリエステ等にある連合國財産につきましても、小さくなつたイタリア自身がこれを返還し、補償するということを義務づけられておりますけれども、わが國の場合は、この平和條約によつて主權が回復された地域についてのみ財産を返還し、またそのものにかかる損害を補償すればよいということになつております。なおこれは正直に申しまして、私どもの努力が非常に足らなかつたので申訳ないと思ひますが、イタリアの場合はいろいろ損失額を計算して、各個人について損失額の三分の二までを補償すればよいということになつておりますが、日本の場合には、私ども自身努力をいたしましたけれども、その規定は認められませんでした。そこでそれに代りまして、先日申し上げましたように、損害額と要補償額をわけて考えます。損害額からいろいろの控除をして、それから何分が差引いたものを補償するといふ規定を設けました。またこれはイタリア、ブルガリア等にはないものであります。連合國であつてもすべて補償はしない。連合國人のうち連捕、監禁、抑留とか、財産の留置とかいふものをやつた狭い、局限された者だけに對して補償をいたすとか、あるいはまた被害の原因を局限するといふような、間接の方法をと

ることが第一点であります。

それから第二点は、これは非常に大きい点だと思ひますが、他の諸國の場合は割讓地域とか、あるいは信託統治下に置かれたような地域のもとにある連合國財産につきましても、その返還及び補償を義務づけられております。たとへばイタリアにつきましては、割讓地域はもちろんのこと、トリエステ等にある連合國財産につきましても、小さくなつたイタリア自身がこれを返還し、補償するということを義務づけられておりますけれども、わが國の場合は、この平和條約によつて主權が回復された地域についてのみ財産を返還し、またそのものにかかる損害を補償すればよいということになつております。なおこれは正直に申しまして、私どもの努力が非常に足らなかつたので申訳ないと思ひますが、イタリアの場合はいろいろ損失額を計算して、各個人について損失額の三分の二までを補償すればよいということになつておりますが、日本の場合には、私ども自身努力をいたしましたけれども、その規定は認められませんでした。そこでそれに代りまして、先日申し上げましたように、損害額と要補償額をわけて考えます。損害額からいろいろの控除をして、それから何分が差引いたものを補償するといふ規定を設けました。またこれはイタリア、ブルガリア等にはないものであります。連合國であつてもすべて補償はしない。連合國人のうち連捕、監禁、抑留とか、財産の留置とかいふものをやつた狭い、局限された者だけに對して補償をいたすとか、あるいはまた被害の原因を局限するといふような、間接の方法をと

ることが第一点であります。

それから第二点は、これは非常に大きい点だと思ひますが、他の諸國の場合は割讓地域とか、あるいは信託統治下に置かれたような地域のもとにある連合國財産につきましても、その返還及び補償を義務づけられております。たとへばイタリアにつきましては、割讓地域はもちろんのこと、トリエステ等にある連合國財産につきましても、小さくなつたイタリア自身がこれを返還し、補償するということを義務づけられておりますけれども、わが國の場合は、この平和條約によつて主權が回復された地域についてのみ財産を返還し、またそのものにかかる損害を補償すればよいということになつております。なおこれは正直に申しまして、私どもの努力が非常に足らなかつたので申訳ないと思ひますが、イタリアの場合はいろいろ損失額を計算して、各個人について損失額の三分の二までを補償すればよいということになつておりますが、日本の場合には、私ども自身努力をいたしましたけれども、その規定は認められませんでした。そこでそれに代りまして、先日申し上げましたように、損害額と要補償額をわけて考えます。損害額からいろいろの控除をして、それから何分が差引いたものを補償するといふ規定を設けました。またこれはイタリア、ブルガリア等にはないものであります。連合國であつてもすべて補償はしない。連合國人のうち連捕、監禁、抑留とか、財産の留置とかいふものをやつた狭い、局限された者だけに對して補償をいたすとか、あるいはまた被害の原因を局限するといふような、間接の方法をと

ることが第一点であります。



りまして、結局において補償する金額を狭めるように、法律の中に盛り込むことに成功いたしております。

従いまして第三点につきましては、三分の二主義が正しいのか、あるいは損害額、要補償額というものをわけて考へ、いろいろ原因とか、資格者とかいうものを限定して考えるのがいいか、これはにわかには判断つきませんが、必ずしもイタリヤに認められた特典が、わが国の方では全然認められなかつたとは、考えなくてもいいのではないかと存じます。

○淺香委員 非常に詳細なお答えをいただきましたが、その答弁の最後に、イタリヤの平和條約で損害補償に對して必要額の三分の二を支拂うというお話がありました。今度の日本が連合國に補償しようとする内容は、まさにイタリヤが三分の二の補償を支拂つたのに對して、今度日本では全額拂わなければならぬ。その理由については抽象的ないろいろお話がありました。が、いさ少しく、何というか、底を流れておつた根本的な理由が何かあれば承りたいと思います。

○内田(常)政府委員 これはどうもはたして根本的な理由かどうか、私も断定がつかないのであります。また三分の二主義と——これは自分を弁護して申すわけではありませんが、先ほど来申しましたように、いろいろ限定でカバーをとつておるわけでありまして、ただこの理由として外務省を通じて伝えられたところによりまして、イタリヤは敗戦國でありますけれども、途中におきまして例のバドリオ政権ができて、連合國に協力してドイツに當つた。その点をイタリヤが強調せられ

て、そこで三分の一という控除が形の上で認められた。わが国はその形がなから、ほかの形で、損失額と要補償額とを違へるとか、その他の原因とか、資格者の限定という形で與へるほかはないということ、結局においてイタリヤよりも損をさせない。先ほど申しました第一点及び第二点を合せまして、損をさせないという形になつたようにお考えくださつてよいのではないかと存じます。

○淺香委員 よくわかりましたが、今度の條約は御承知の通り、和解と信頼の條約であります。過去の敗戦國が結んだ平和條約に對して、今度は非常に恵まれた有利な條件であつた。こういうことが一応いわれているのであります。賠償の問題は、私も聞き及ぶのに、すべて打切りの原則を立てられておる。その主張がそのまま通りそうであつたのに、いろいろな事情のために遂に今度のような第二種類の賠償を日本に課すようになった。ここに國民としていささか割切れぬものがあるのではありません。第二種類の賠償とわけておりますところの、中立國にあるところの日本及び日本國民の財産まで、万国赤十字社に渡さなければならぬ義務を負わせた。さらに今回の連合國側の戦行行為によつて受けた損害まで、ここに補償しなければならぬ。さらにイタリヤの條約は、ただいまのお話で理由を承りましたが、非常に寛大なものであつたといわれている。そのイタリヤが連合國人に對するところの補償は三分の二であつたのに、今回日本が戦勝國に支拂わなければならぬものは、全額支拂わなければならぬといふような——主観的ながめました場

合に、今度のこの法案に對しまして、率直に言へば、國民感情として割切れぬものがあるかと私は思ふのであります。そこで政府側の方から國民が大体こう考へているといふことに立脚して、この疑点となるような点をいさ少し結論的に納得の行くように、聞かせていただきたいと思います。

○内田(常)政府委員 和解と信頼の條約であるとして私も存じておりますが、他面賠償とか外国財産あるいは中立國における財産の接収、あるいは日本國內における連合國人財産の補償というやうな、幾多の痛の点は残つておるのであります。しかしながら他面賠償がしばしば申されておりますように、わが國もこれから新しく出発して國際場裡に乗り出して行く際に、直接日本國にあつた連合國人の財産で被害を受けたもの、あるいは近隣において日本國軍隊に蹂躪されて損害をこうむつたもの、あるいは中立國における財産の処分の措置等の規定に見られます。このに、捕虜等と與へた苦難の救済、敗戦國として最小限度履行すべきものは履行して、列國との關係をも調整し、近隣諸國との將來の友好への礎石にするという最小限度のことは、いかに寛大である和解の條約であつても、さらにまた今までの外債の償還処理、その他はむしろ進んでやるべきではなからうかといふやうな氣持が、政府全体にあるやうであります。私もそれはさういふ考へのおく内におきまして、連合國財産の補償につきましても、初めからこれを踏み倒して一銭も拂わぬといふやうな條約なり、法律案の内容にすることもいかにがかと思われます。ただイタリヤその他の以前の例から比べまし

て、日本の為替、財政負担との調整といふことも考へなければなりませんから、當事者といたしましては、一つのわく内のできるだけ努力をいたし、公正なものとしたつもりであります。なおイタリヤの三分の二というこゝに對して、わが國にさういふ規定がないといふことにつきましては、先般來諄々と申し述べましたように、総合点數といたしましては、私はイタリヤの三分の二主義よりも、この法律の補償額による方が、はるかに日本の財政に對する影響なり、あるいは今後の賠償を実施する場合の取扱い等につきまして、有利な点が他の面でも多々ある。総合点數としてはどうもこちらの方がいいやうにも考へられます。何とぞ御了承願ひたいと思ひます。

○西村(直)委員 委員長にお願ひしたのであります。これは百億を限度として法案はできておるやうであります。今度の平和條約、あるいは安全保障條約を通して、賠償の問題、防衛分擔金の問題、外債拂拂いの問題、続いて連合國財産の補償の問題が、続いて連合國財産の補償については、二年なり二年半なりのうちに返されるわけでありまして、ただ他の財政との関連があると思ひますので、百億といふ會計年度をきめた以上は、おそろくそこにある一定の方針をもつてきめたのだと思ひますから、大蔵大臣からこれらに関連した財政計画の見通しを、適宜なる機会に伺ひたいと思ひますので、委員長を通して、その申入れをいたしたいと思ひます。

本日はこちらをもつて散會いたしました。午前十一時五十三分散會